

# 人間環境大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 人間環境大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、人間環境大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を簡潔な文章で定めている。また、使命・目的及び教育目的は大学及び大学院ごとに学則に定め、その中で個性・特色を明示している。建学の精神は社会変化に応じて多様な説明があり整理が求められる。大学及び大学院の目的は学校教育法に適合している。学校教育法の改正や社会状況の変化に応じて教育目的の達成方法を見直している。使命・目的及び教育目的は、印刷物やホームページで周知し、5年ごとの経営改善計画に盛り込んでいる。使命・目的及び教育目的の遂行に必要な組織を整備している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを定め、印刷物やホームページで周知し、公正かつ妥当な方法で入学者を選抜している。人間環境学部は入学者数の確保が困難な状況が続き、適切な学生数を維持できていない。教育課程編成方針により教育課程を体系化したカリキュラムマップを明示している。FD(Faculty Development)活動による教授方法の改善、全学オフィスアワー、実習助手、TA(Teaching Assistant)により学修効果を高めている。休退学や成績不振者の指導体制を整備している。各種アンケートにより学生の意見を集約し、授業改善に努めている。単位認定、卒業・修了認定基準は規則で定め、印刷物で明示している。学生サービス、厚生補導に適切な組織を設置し、奨学金制度を設けている。大学設置基準の必要教員数を満たしている。採用・昇任は規則に基づき実施している。全学の教養教育は「教養・国際教育センター」が担っている。大学設置基準を上回る校地等及び校舎を整備している。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為、寄附行為実施規則及び「社会的責任」に関する基本方針を定めて遵守すべき事項等を規定し表明している。法人の財務状況は健全であるが、大学単独では適切な学生数を維持していないため収支バランスを欠いている。教育研究活動状況はホームページで公開している。寄附行為等に基づき理事会及び評議員会を適切に運営している。大学校務の責任と権限は学長にあり、教授会は学長の諮問機関としている。理事会と教授会の相互報告により、経営と教学のかい離がない体制としている。事務組織は必要な部門と人員を配置し情報共有体制が整っている。経営改善計画を策定して各種の改善を図っている。経理規程に基づく会計処理を適正に行っている。公認会計士及び監事による監査が厳正に行われ、効率的で透明性を確保している。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

平成 15(2003)年度、平成 19(2007)年度に自己点検・評価を実施し、平成 20(2008)年度大学機関別認証評価を受審し、その自己評価報告書をホームページで公開している。自己点検・評価の実施周期は 7 年としており、その間の自主的な自己点検・評価とその公開は行われていないが、平成 26(2014)年度に「自己点検・評価委員会」を設置して平成 27(2015)年度大学機関別認証評価の受審に併せて活動を再開している。

総じて、大学の使命・目的及び教育目的の達成に沿った教育課程・編成、教育研究組織・環境及び学生支援の体制を適切に整備し運営している。経営・管理と財務は責任と権限が明確に規定され運営は適切である。自己点検・評価が、より実効的になるよう期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神を「人間環境学」とし、これに基づく大学の使命・目的及び教育目的を大学学則第 1 条（理念と目的）に、また、大学院学則第 1 条（趣旨）にそれぞれ明確に定めている。また、学部別、研究科別に教育目的を規則に定め、印刷物やさまざまな機会、方法により学内外に示している。

建学の精神は社会変化に応じるため、当初の「人間環境学」から「『人』、それ自体を学ぶ」として大学の認識は変わっている。また、建学の精神のほかに建学精神、建学の理念、人間環境大学憲章などが併存しており、使命・目的等に係る定義について整理を期待したい。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

###### 1-2-① 個性・特色の明示

###### 1-2-② 法令への適合

###### 1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

使命・目的及び教育目的は、大学学則及び大学院学則に定め、「人間環境大学の目的に関する規程」及び「人間環境大学大学院の目的に関する規程」で学部別、研究科別の教育研究上の目的を定め、その中で『人』、それ自体を学ぶ」という教育を他大学にない個性・特色としている。

これら大学及び大学院の目的は、学校教育法第 83 条に照らし適合している。

また、使命・目的の達成のため、平成 27(2015)年度、新たに看護学部を設置した。

**1-3 使命・目的及び教育目的の有効性**

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

使命、目的及び教育目的の策定及び改正は、教授会を経て学校法人の理事会で決定し、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、学生には全学部 1 年次履修授業の「人間環境学」のほか学生便覧などの印刷物で、一般にはホームページで、それぞれ周知している。

「学校法人河原学園（旧岡崎学園）経営改善計画平成 22 年度～26 年度（5 カ年）」の枠組みに使命・目的及び教育目的を盛り込み、引続いて平成 27(2015)年 7 月に「学校法人河原学園経営改善計画平成 27 年度～31 年度（5 カ年）」を策定し、合併による法人理念の周知と社会変化に対応した大学の使命・目的及び教育目的を盛り込んでいる。

学部別及び研究科別にそれぞれ三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を定め、使命・目的及び教育目的の遂行に必要な組織と教職員を配置し、相互連携を十分に機能させて運営している。

**基準 2. 学修と教授**

**【評価結果】**

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**2-1 学生の受入れ**

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学部、研究科の各教育目的に基づいてアドミッションポリシーが規定され、ホームページ、学部の入学試験要項、大学院の学生募集要項、履修の手引き等において示されている。

アドミッションポリシーに沿った学生の確保のために、AO 入試、推薦入試、一般入試などの入試区分を設け、入試委員会のもとで教員と入試・広報課とが協働して入学者の選抜を実施している。入学者の決定は、入試委員会の原案に基づいて教授会の議を経て、学長が行っている。

看護学部は平成 27(2015)年度新設のため、初年次生のみであるが、入学定員を充足している。人間環境学部の収容定員充足率は近年低い状態が続いているが、改善のために学部改組の検討、広報体制の見直し、オープンキャンパスの更なる充実、附属高校との高大連携の促進などに取組んでいる。入試問題の作成については、大学が自ら行っている。

【改善を要する点】

○人間環境学部人間環境学科の収容定員充足率は 0.7 倍未満であるため、改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部及び各研究科において、教育目的に沿ったカリキュラムポリシーが定められ、ホームページ及び履修の手引き、大学院要覧等で周知されている。カリキュラムポリシーに基づいて教育課程の編成が行われている。カリキュラムマップ又は履修モデルが作成されており、履修の手引き、大学院要覧等で学生の利用に供されている。各学部とも演習科目、実習科目、フィールドワーク等を重視している。「環境教育センター」の設置や国内外の大学との連携による単位互換制度の活用、人間環境学部では授業時間ごとにより明確に目標を定める「コマシラバス」を作成するなど、教授方法の工夫が見られる。

教学委員会の下「FD 部会」で、学生による「授業アンケート」や専任教員相互の授業見学を実施し、授業方法の改善に向けた取組みを行っている。

【参考意見】

○1 年間の履修登録単位数の上限が人間環境学部は高く設定されているので、学修の質の担保の観点から、再設定が望まれる。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

##### 【理由】

学生への学修及び授業支援については、教学委員会で立案し、教職協働でオリエンテーション、履修指導等を実施している。また、学修支援及び生活指導のためにメンター制度を実施している。オフィスアワー制度は全学的に実施されており、履修の手引き及び全体掲示等で周知されている。一部の科目では助手や TA による授業の支援が行われている。

退学、停学、留年等の対策として、各コース及び「教養・国際教育センター」で出欠管理と学生指導を行っており、教学委員会、学生委員会、教務課、学生支援課が協力している。成績不振者への個別指導をメンターや演習担当教員が行っている。

学生の学修に関する意見を集めるために、学期中には「授業アンケート」を、学期終了時には「シラバスアンケート」を実施し、各コース会議及び「教養・国際教育センター会議」で分析を行っている。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

##### 【理由】

各学部及び各研究科の単位認定、成績評価基準、進級及び卒業・修了認定については、学則、大学院学則、学位規程、教育課程及び履修方法に関する規程、試験内規において定められている。これらの内容は、学生便覧、履修の手引き、大学院要覧、大学院履修要項に明示されている。転・編入生については、転・編入生の履修方法に関する規程が定められている。各学部で学位授与方針を定め、ホームページ等で公表している。卒業認定及び学士学位授与については、学部教授会の議を経て、学長が決定している。

人間環境学部は進級基準で2年次終了時の単位修得状況により3年次の必修科目履修が制限され、厳正に適用されている。看護学部では要件を満たさない場合に臨地実習を履修できないなど規定されている。GPA(Grade Point Average)は、人間環境学部では成績不振者への指導の判定、看護学部では保健師課程や養護教諭課程等への選抜の際の判断材料の一つとして利用されている。

**【改善を要する点】**

○人間環境学研究科、看護学研究科並びに看護学部のシラバスに成績評価基準が示されていない点は、改善を要する。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

人間環境学部のキャリア教育は、1年次における必修科目として「キャリアデザインⅠ」及び「日本語リテラシⅠ・Ⅱ」を設定している。3年次には、各コース別の必修科目または選択科目として「キャリアデザインⅡ」「ビジネスコミュニケーション」「キャリア形成演習」「農業インターンシップ」「流通インターンシップ」「インターンシップ」を設定している。看護学部のキャリア教育は、1年次に「医療キャリアの基礎」を設定している。

大学全体としては、学生委員会のもとに就職・進路相談室（岡崎キャンパス）を置き、キャリアガイダンス、就職関連行事（就職試験対策講座、学内企業説明会等）、「キャリア通信」の発行を行っている。また、岡崎商工会議所と連携して、地元企業の夏季インターンシップを紹介している。大府キャンパスには「キャリアデザイン支援・資料室」を置いている。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

**2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発**

**2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック**

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

教育目的の達成状況の点検・評価方法は、授業改善を目的とした「授業アンケート」、授業の適正・理解度・満足度の測定を目的とした「シラバスアンケート」を実施して、授業改善の取り組みをしている。アンケートの結果は担当教員にフィードバックされ、教員には集計結果と自由記述に対する所見の提出を義務付けている。アンケート実施全科目の集計結果は、授業科目ごとに教員の所見とともに「学生 WEB 掲示板」で公表している。アンケート集計結果は各コース会議、センター会議で評価及び改善点を検討し、「コース長・教養・国際教育センター長会議」に上程して組織的、総合的に評価して改善に結びつけている。

## 2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

### 【理由】

岡崎キャンパスには学生部に学生支援課、就職・進路相談室、学生相談室、留学生交流室を設置し、大府キャンパスは開設1年目のため、事務局に学生支援担当を配置して、それぞれ学生に対する健康相談、心的支援、生活相談を行っている。学外の奨学金制度利用と大学独自の奨学金制度により学生支援を行っている。留学生は専任職員を配置した留学生交流室でサポートを受けられ、同室で日本人学生と交流できる環境が整っている。公認、準公認、任意の課外活動団体があり、活動経費の一部は学生後援会から支援している。学生生活全般に関して「学生アンケート」により意見・要望を把握して、分析・検討して応え、結果は印刷物で公開している。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

大学設置基準、大学院設置基準で定められた必要とする教員数を満たしている。採用・昇任は規則に基づき、学長と理事長の協議により運営会議に諮り実施している。外部委託による教員評価システムは、教育指導・大学運営活動・研究活動・社会貢献活動の観点から評価指標を明確化し、多面的に評価している。「授業アンケート」及び「シラバスアンケート」は教員の資質向上の重要な指標となっており、多様なデータ収集をしている。平成27(2015)年度に学長直轄の組織として「FD委員会」を設け、全教員参加の授業見学を実施するなど教授方法の改善に取り組んでいる。

教養教育は「教養・国際教育センター」が責任を担い、職業教育に重点を置くカリキュラムを全学共通科目として整備している。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地、校舎、図書館、農業実習地、体育施設などの施設を整備して活用している。教育活動に必要な講義室、演習室、実験・実習室等を整えて運営管理している。施設・設備は新耐震基準後のもので安全性を確保している。平成 17(2005)年にバリアフリー化のスロープ工事、エレベーター設置、身障者用トイレ設置等を行っている。消防法に基づき、所轄消防署と連携して防火防災避難訓練を実施している。

授業クラスは、情報実習は定員と人数に応じた助手の配置基準を設け、語学クラスは小人数で編制するほか、授業の種類、内容に応じて学修効果を高める学生数で編制している。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

経営の規律と誠実性を維持するため、「学校法人河原学園寄附行為」「学校法人河原学園寄附行為実施規則」及び「学校法人河原学園『社会的責任』に関する基本方針」を定め、遵守すべき事項等を規定している。使命・目的を実現するため、理事会の諮問機関として理事長を議長とする「将来構想委員会」を設置し、学長室のもとに「大学改革委員会」を置いて具体的な計画を審議するなど継続的努力を行っている。大学の設置、運営に関する法令の遵守については、学則等、諸規則を整備するとともに、コンプライアンスに係る規則、委員会等を整備し、各種会議体において周知している。環境保全、人権、安全への配慮についても、地域の環境保全活動への賛助、各種セミナーや研修、避難訓練を実施するなど、組織的に人権、安全に関する対応を行っている。教育情報、財務情報など公表すべき法人及び大学の運営状況に関する情報は、ホームページにおいて適切に公表している。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

使命・目的の達成に向けて、「学校法人河原学園寄附行為」及び「学校法人河原学園寄附行為実施規則」に基づき理事、監事、評議員を適切に選任し、各会議体を運営している。法人の合併という過渡期にあつて、理事長と学長による定期的な打合わせを密に行い、将来計画について戦略的意思決定ができるよう理事会での議論を活発に行っている。理事会での議論、基本方針を踏まえつつ、「将来構想委員会」「大学改革委員会」、教授会等の会議体でも十分な議論を行っている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

校務の権限と責任が学長にあることを「学校法人河原学園寄附行為実施規則」で明確に定めている。運営会議、教授会、研究科委員会を学長の諮問機関として位置付け、各種委員会を置き、大学の使命、目的に沿って適切に機能している。

副学長の中から任命される学長室長が学長室を運営し、学長の命を受けた校務について掌理することなど、大学運営において学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制が整っている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

##### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

##### 【理由】

理事会と教授会で会議内容の相互報告が行われており、経営と教学の方針がかい離しない運営体制でガバナンス機能を発揮している。監事及び評議員会は関連法令等を遵守して機能している。

各種委員会での提案事項や報告事項は運営会議の審議を経て、重要事項については理事会に上程され、また教学事項については教授会又は研究科委員会に諮られるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営をしている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

法人及び大学の事務体制は、「学校法人河原学園事務分掌規程」に基づき整備されており、明確な所掌範囲を定め、事務組織が系統的に構成されている。事務各部門は、学年暦に加え、月次行事・業務スケジュールを整えて毎朝のミーティングで共有しており、また、毎週月曜日には各部課長以上の役職者と局長ミーティングを行うなど管理体制は機能している。

職員は、所轄庁や日本私立大学協会などの主催する各種研修会などに積極的に参加しており、さらには大学の各種委員会にも参画し教員と協働して諸課題に対応している。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

合併前の学校法人岡崎学園は消費収支が支出超過の状態が長年続いていたが、平成26(2014)年度に学校法人河原学園に合併して、学校法人河原学園としての帰属収支差額比率はプラスとなり安定した財務基盤を確立している。大学は適切な学生数を維持できておらず支出に見合う十分な収入を確保できていないため、収支バランスを欠いている。今後の中長期的な計画については「学校法人河原学園経営改善計画平成 27 年度～31 年度（5 年）」を策定しており、その着実な履行によって財務基盤の確立を目指すこととしている。

看護学部の新設や科学研究費助成事業の獲得に向けた取組みなど、財務運営の健全化に

努めている。

**【参考意見】**

○帰属収入の大半を学生生徒等納付金が占めるため、「学校法人河原学園経営改善計画平成 27 年度～31 年度(5 カ年)」に沿った安定した入学者確保と戦略的な取組みが望まれる。

**3-7 会計**

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人河原学園経理規程」に基づき、適正に行われている。会計処理についての不明な点などは、会計担当が公認会計士にその都度判断を仰ぎ、適正に処理している。

会計監査は、公認会計士による会計監査、監事による監事監査を実施しており、「監査報告書」により意見が表明されている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

平成 15(2003)年度及び平成 19(2007)年度に自己点検・評価を実施している。また、平成 23(2011)年の新理事体制以降、「学校法人河原学園（旧岡崎学園）経営改善計画平成 22 年度～26 年度（5 カ年）」に沿って、法人合併による経営再建に主眼を置きつつ、新学部の設置や管理運営組織の改編などの諸改革が進められている。自己点検・評価は 7 年を周期とし、その間の自主的・自律的な自己点検・評価は行われていないものの、平成 26(2014)年度には「自己点検・評価委員会」を設置し、「大学改革委員会」、IR(Institutional Research)

委員会など関連組織も整備するなど、自己点検・評価を再開できる体制を整えている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

平成 26(2014)年 8 月に学長室のもとに IR 委員会を立上げるなど、自己点検・評価に係る各種エビデンスを調査、収集し、現状の把握に努め、項目別に課題を整理している。これらのエビデンスに基づいて自己点検・評価を全学的に実施し、報告書にまとめるとともに、学内の各会議体で共有し、ホームページを通して広く社会に公開している。平成 26(2014)年度以降は、入学前から卒業に至るまでの学生の各種情報を集約し、教育の改革・改善につなげるためのデータベースを構築しつつあるので、自主的・自律的な自己点検・評価の更なる充実に向けて、IR 委員会等での活動を活性化することを期待する。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価の結果及び認証評価の結果を教育研究の充実につなげるため、関連の各種委員会を学長直轄にするとともに、学長室のもとに「大学改革委員会」を置き、PDCA サイクルが機能するよう組織上の工夫が行われている。これらの組織は、近年整えられたものであるが、平成 27(2015)年度以降の新たな中期計画への反映が図られつつある。自己点検・評価の結果を活用するための個別の課題認識についても、法人と大学で十分に共有化されている。

##### 【参考意見】

○今回の認証評価受審を契機として、自己点検・評価結果をより詳細な改善計画に落とし込み、着実に大学の運営に反映していくことが望まれる。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会連携

## A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

### A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

## A-2 国際交流

### A-2-① 国際交流を通してグローバルな視点を持った人材育成

#### 【概評】

大学施設内の臨床心理相談室では、医療機関からの紹介や、岡崎市の職員健康組合との契約により相談を行っている。東日本大震災等の大規模災害への対応について、愛知県臨床心理士会の要請に応じて「大学附属臨床心理相談室運営会議」で協議し、被災者及びその家族、現地での支援活動に携わった人を対象とした「心の相談」を行った。海上保安庁や消防署からの依頼を受け、震災時に現地に派遣された職員の心のケア（支援者支援）等の対応に当たった。現在も海上保安庁と岡崎消防署との契約によりメンタルヘルス、心理ケアなど講習会等を行っている。発達障がいのある児童・生徒、その保護者の相談についても、岡崎市教育センターから引継いで行っている。大学内の心理相談、講演活動など活発に行っていることは特筆すべき点である。

公開講座を積極的に行っているが、受講者は単位を認定する場合と認定しない場合があるので今後も十分な説明のもとでの実施が期待される。

台湾の大学とインターネット等を活用して、合同授業を行っており、愛知県の他大学の学生も参加している。授業ごとにインターネット上に専用ページを作成し、各大学の教員・学生全員がコミュニケーションをとれるようにしている。学生間のフィールド調査グループ内の相談・情報共有については、インターネットにより双方向で会議を行っている。現在、海外との交流は台湾だけであるが、今後はアメリカの大学とも協定を結び研修を行う予定である。

